

本日、議員の皆様のご参集をいただき、6月県議会定例会を開会し、提出をいたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、その概要をご説明いたしますとともに、当面する諸課題について所信を述べさせていただきます。

まず、びわ湖の日30周年と低炭素社会の実現について申し上げます。

昭和47年に琵琶湖で初めて淡水赤潮が確認されました。その後昭和52年5月には大量の赤潮が発生いたしましたことから、原因のひとつであるリンを削減しようと、県民自らが立ち上がり、リンを含む合成洗剤の使用などを自主的に取りやめ、リンを含まない石けんに切り替える県民運動が展開されました。

この運動を背景といたしまして、昭和55年7月1日に「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例～琵琶湖条例～」を施行いたしました。

この琵琶湖条例は、全国に先駆けてリンを含む家庭用合成洗剤の販売・使用・贈答を禁止し、また、窒素やリンの工場排水規制を定め、琵琶湖の富栄養化にストップをかけようという大変画期的な条例でありました。

条例制定の翌年に施行1周年を記念し、7月1日を「びわ湖の日」と定めましてから、今年で早や30周年を迎えることとなりました。

びわ湖の日30周年を契機といたしまして、びわ湖の恩恵に浴する私たち一人ひとりが、びわ湖の価値やびわ湖の日の意義について、改めて考え直すことが必要と思っております。これまで行われてきた「みんなでびわ湖をきれいにする」という環境改善運動に加え、「豊かなびわ湖を取り戻すこと」、さらには「びわ湖にもっともっとかかわること」へと、さらなる展開を図っていきたいと考えております。

一方、平成21年12月に策定いたしました「第三次滋賀県環境総合計画」におきましては、「琵琶湖環境の再生」と「低炭素社会の実現」とを、滋賀県の環境政策の二本柱として掲げました。

まず、「琵琶湖環境の再生」は、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」という自然的側面と、「暮らしと湖の関わりの再生」という社会的側面の2つを掲げ、今年度に改定を予定しております「マザーレイク21計画第2期計画案」に盛り込んでおります。

社会的側面を強調する環境計画は全国的にも珍しく、琵琶湖と人びととの関わりを深めていくことが、結果として環境保全の主体を育て、自然生態系の再生につながることを期待しているところでございます。

また、「低炭素社会の実現」に向けましては、温室効果ガス排出の抑制と経済社会の発展との両立を目指した「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」を本年4月1日に施行し、省エネルギー・節エネルギー対策と併せ、再生可能エネルギーの導入を進めますとともに、太陽光パネルやリチウムイオン電池

の製造など、環境関連産業の振興と製品の普及、さらには、化石燃料に依存しない産業・社会への転換に向けた取組をはじめたところでございます。

このような中、東日本大震災による原子力発電所事故により、大規模集中型のエネルギー構造がはらむリスクが明らかとなりましたことから、琵琶湖を抱える本県といたしましては、5月12日に部局横断による「中長期的なエネルギー戦略検討プロジェクトチーム」を設置いたしまして、中長期的な観点から、地域分散型の再生可能エネルギーの導入を促進していくための方策の研究を開始するとともに、短期的には、今夏の節電対策等を検討してまいりました。

5月26日に開催されました関西広域連合委員会におきまして、6月22日の夏至から9月23日の秋分の日までを中心とした節電対策を行うことで合意し、すでに節電行動の呼びかけや、県庁の率先行動に取り組んでおります。ご協力いただいている皆様に改めて感謝申し上げます。

その後、関西電力から7月以降の電力需要について、すべての分野での15%程度の節電を呼びかけられましたが、本県といたしましては、日本の元気回復を支えるべき関西の社会・経済的活動を、また活力を萎縮させないことが大切と考え、関西電力に対しましては、経済・産業活動に支障を及ぼすことのないよう、また医療機関等、命を守る分野での節電には配慮をするよう6月14日に要請をいたしました。

そして、6月21日には県民の皆さんへの節電の呼びかけや、

県庁の一層の率先行動などを盛り込んだ「夏の節電クールアクション2011」を公表しまして、家庭やオフィス、行政を中心に節電の取組を始めたところでございます。

一方、3月11日の東日本大震災による原子力発電所事故は、いまだ収束がみえておりません。これまで長年に亘り、琵琶湖の水質や生態系保全に力をつくしてきた滋賀県としては、滋賀県民のためはもちろんのこと、下流1400万人の、琵琶湖の水を命の水として利用している関西圏域の人びとのためにも、万が一にも琵琶湖への影響が及ぶような事故は、絶対に防がなければなりません。

隣接する若狭地域の原子力発電所につきましては、福井県の西川知事が、運転開始から30年以上経過していることや、地震の影響について、国の安全対策の強化を求められておられます。

今後、国やそれぞれの事業者による安全性の評価や、立地県である福井県の判断を待つ必要もありますが、放射性廃棄物の処理の困難さや、放射性物質による健康や環境へのリスクを勘案する時、私自身は、原子力発電所への依存度を徐々に少なくしていき、ゆくゆくは卒業できるような、「卒原発」が望ましいと考えているところでございます。

とはいえ、直ちに原子力発電所をすべて止めることは現実的ではありません。これまで本県が取り組んでまいりました低炭素社会づくりに向けた足取りを一層強固なものとするためにも、再生可能エネルギーの導入、とりわけ太陽光発電や小水力発電、

バイオマス利用等の自然エネルギーの可能性を追求し、自立分散型、地産地消型のエネルギー構造へと転換を図っていく必要があります。

今後、県民の皆さんに、自らが使うエネルギー供給の仕組みに一層の関心をお持ちいただき、それぞれが我が事として、広く議論をしていただけるように県としても努力してまいりたいと考えております。

次に、信楽高原鐵道列車事故に関して申し上げます。

去る4月27日に大阪地方裁判所におきまして、信楽高原鐵道列車事故に係る求償債権等請求訴訟の判決があり、事故の責任割合については、信楽高原鐵道が7割、JR西日本が3割とされました。JR西日本は信楽高原鐵道に、11億1,400万円余の求償債権を有するとされるとともに、本県および甲賀市の連帯保証責任はないとの判断が示されました。

この判決を受けまして、信楽高原鐵道およびJR西日本では、当該判決を受入れ、控訴しないとの決定がなされたところでございます。

この決定に際しまして、信楽高原鐵道からJR西日本に対し、求償債権の放棄について申し出がなされ、JR西日本は、信楽高原鐵道の地域交通機関としての重要性を踏まえ、信楽高原鐵道に対する求償債権の全額を放棄するとの判断がなされました。

20年前、大変痛ましい列車事故が発生したわけですが、けれども、この20年目を向かえる直前にして、ようやく長年の課題の解決を迎えることができました。

5月14日の信楽高原鐵道列車事故犠牲者追悼法要におきましては、信楽高原鐵道とJR西日本の両社から、安全の確保に全力を傾注し、密接に連携をとりながら、地域の皆様から安心・信頼していただける鉄道を築き上げることが誓われるとともに、県と甲賀市を合わせた四者におきまして、地域の更なる活性化に努力することを共同して発表したところでございます。

県といたしましては、信楽高原鐵道が地域の公共交通として、安全な運行が今後保たれていきますよう、引き続き支えてまいりたいと考えております。

次に、国の出先機関の移譲に向けた取組について申し上げます。

本県では、明治以来百数十年にわたる中央集権体制を改め、地域のことは地域で決め、実行できる社会を築くために、国から地方への権限移譲や役割に見合った税財源の確保、さらには国からの関与の縮小など、これまでから地方分権、地域主権改革の推進に向けまして、全国知事会等を通じ、国に強く働きかけてきたところでございます。本年4月によりやく関連いたします「国と地方の協議の場に関する法律」など地域主権3法が成立いたしました。

国と地方の協議の場が法的に位置づけられ、地方自治に影響を及ぼす国の重要施策について、地方の声が尊重される環境が整いましたほか、国による義務付け・枠付けが見直され、地方自治体における条例制定権も拡大されることとなりました。

こうした流れの中で、国出先機関改革につきましては、二重行政の解消や行政サービスの効率化・充実など、国と地方の役割分担の明確化を図るものでありまして、本県といたしましても、全国40の都道府県と足並みをそろえ、ハローワークの移管を求める特区提案を行っているところでございます。

また、関西広域連合におきましても、全国に先駆け、まずは近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿地方環境事務所の3機関について、移管を求めることとしております。

国出先機関の移譲をはじめとする地方分権や地域主権改革は、自治のあり方を大きく転換する意義があるだけでなく、それぞれの地域が本来持っている特色や強みを活かし、地方自治体の本来の力が十二分に発揮されることにより、日本が再び地域から活力を取り戻していくうえで、大変大きな意味を持つものと考えております。

今後とも、こうした取組を着実に推進することによりまして、自らの責任と判断により、地域の実情に応じた政策を実施できますよう、市町とも連携しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております案件の概要につきまして、

ご説明いたします。

まず、議第98号の一般会計補正予算について申し上げます。

東日本大震災に伴います震災関係の補正予算につきましては、5月臨時会で当面する関係経費についての予算を議決いただいたところですが、その後の国の1次補正予算の成立や、被災県からの技術職員の派遣要請など、その後の状況を踏まえ必要な経費といたしまして、総額で10億4,812万9千円の増額補正を行おうとするものでございます。

主な内容について申し上げますと、技術職員の派遣にかかります必要経費をはじめ、国の1次補正予算で措置されました「東日本大震災復興緊急保証制度」を活用し、中小企業者の経営安定を図るため、融資枠の拡大を図りますものや、震災により修学等が困難となった児童、生徒等に緊急的な支援を実施しようとするものなどにつきまして、所要の経費を計上いたしております。

また、県立学校の耐震改修につきましても、2校にかかります設計を前倒して進めてまいりたいと考えております。

さらに、被災地では、復興に向けて懸命の努力が続けられており、全国からも多くの方々が現地に赴き、復興を支援されておりますが、被災地の方々が元気になるお手伝いをすることも、大変重要な支援だと考えております。

このため、地域で受け継がれてきた伝統ある祭りなどの開催

を支援することにより、被災地のみなさんの元気に直接つながるようにとの思いから、福島県における観光イベント等への支援ツアーに対する助成などにつきましても、所要の予算を計上いたしております。

今後も、県民のみなさん、被災地のみなさんの心に寄り添いながら、必要とされる支援をタイムリーに把握し、出来る限りの応援をしてみたいと考えております。

次に条例案件でございます。

議第99号は、「森林法」の一部改正により、新たに設けられました手続きを市町において処理することができるよう、所要の改正を行おうとするものでございます。

議第100号は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、一般職の非常勤職員の育児休業等の取り扱いについて、議第101号は、東日本大震災により被害を受け、修学等が困難となった児童、生徒等に支援ができますよう基金の設置目的について、それぞれ改正を行おうとするものでございます。

議第102号は、省令の一部改正に伴い、過疎地域における課税免除の適用期限を延長しようとするものでございますし、議第103号は、児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

議第104号は、独立行政法人雇用・能力開発機構法が廃止

されることに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第105号は、財産の取得について、議第106号は、損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることについて、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。